

# 建設工事変更請負仮契約書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 掛川市 地内

3 変更事項

(1) 請負代金額 円 \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円 \_\_\_\_\_)

(2) 工期

(3) 建設工事内容

(4) その他

4 特 則

(1) この契約は、仮契約であって、掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定により掛川市議会の議決を経たとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約が成立したものとする。

(2) 発注者は、議決日と本契約が成立した旨を請負人に通知するものとする。

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職氏名

住 所  
請負者 商 号  
氏 名